

2020年5月11日

逗子市

## 逗子市ひとり親家庭等特別支援給付金

を支給します。

(仮)逗子市児童扶養手当受給者特別支援給付金の  
支給対象を拡大します。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、ひとり親であるため休校等により、仕事ができなくなった方や、雇用条件の急変により収入が著しく減少した方が多数いることが想定されるため、逗子市ではひとり親家庭等の生活の支援のため、児童扶養手当受給者だけではなく、所得制限による支給停止者、児童扶養手当を申請していない児童を扶養するひとり親の方等を対象に特別給付を行います。

### ●支給対象者

- ①令和2年4月分の児童扶養手当受給者及び所得制限による支給停止者。
- ②上記①を除く、令和2年3月31日に逗子市に住民登録をしている、平成14年4月2日生まれから令和2年3月31日生まれまでの児童を扶養するひとり親の方等。(令和2年3月31日までに児童扶養手当を申請していない者)

### ●支給金額

支給対象者(児童を扶養している方)1人につき30,000円

### ●申請方法

- ①の対象者にはお知らせを郵送する予定です。(申請は必要ありません。)
- ②の対象者については、申請が必要です。ひとり親であることを証明する書類を添付し、申請します。

\*申請受付期間、申請方法、支給時期については、現在調整中です。  
詳細が決まり次第、広報ずし、逗子市ホームページ等でお知らせします。

本件に関するお問い合わせ先：

教育部子育て支援課 村上 晴美

坂本 周史

電話：046-873-1111 内線535